

佐賀大学医学部学生の必修科目に係る学外実習施設選定に
関する申合せ

(平成18年7月19日教授会決定)

- 1 佐賀大学医学部学生の必修科目に係る学外実習等を依頼する病院・施設等については、当該実習等を担当する教科主任が選定を行う。
- 2 実習基幹病院として、佐賀県立病院好生館を第1基幹病院とし、佐賀社会保険病院、武雄市立武雄市民病院、多久市立病院、唐津赤十字病院、済生会唐津病院、独立行政法人国立病院機構佐賀病院、独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター、独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター及び佐賀市立富士大和温泉病院を第2基幹病院群とする。
- 3 学外実習病院・施設等を選定する場合には、可能な限り第1基幹病院又は第2基幹病院群から選定するものとする。
- 4 基幹病院以外の病院・施設等を学外実習施設として選定する場合は、あらかじめ医学部長と協議する。この場合、医学部長は当該教科主任以外に、附属病院長及び医学科長とも協議し、必要に応じて調整を行うものとする。

附 則

この申合せは、平成18年 7月19日から実施する。